

助産師賠償責任保険【分娩なし】

(施設所有管理者・昇降機・生産物特約セット賠償責任保険)

のご案内

~ 『開設者・管理者として分娩を取り扱わない助産師の皆さま』の賠償事故に備えて~



今年度より Web 加入 手続き開始!

保険期間:2024年4月1日午後4時から1年間

申込締切:2024年3月20日

中途加入:毎月20日締切・翌月1日補償開始

公益社団法人 日本助産師会





加入対象者・被保険者



(公社) 日本助産師会の会員の方で、開設者または管理者として分娩を取り扱わない助産師業務を 行う方が対象となります。

- ※本契約は(公社)日本助産師会を契約者とした団体契約です。(公社)日本助産師会の会員でない方はご加入いただけません。
- ※勤務助産師賠償責任保険(看護職賠償責任保険)では、開設者・管理者としての助産師業務は補償されません。保険のご加入は任意ですが、補償内容が異なりますのでご注意ください。



お支払いする保険金の種類



1. 損害賠償金	①身体障害 治療費、休業補償、慰謝料など ②財物損壊 修理費、再調達に要する費用 (注) など (注) 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時 価額を超えない範囲でお支払いします。				
2. 緊急措置費用	被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用				
3. 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止に努めるための費用				
4. 権利保全行使費用	第三者に損害賠償の請求を行える場合は、その権利の保全または行使に 必要な手続のための費用				
5. 争訟費用	訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(事前に損保ジャパンの 承認が必要です。)損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金 額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。				



保険金をお支払いする場合



下記の事故により、第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額の範囲内でお支払いします。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被保険者に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払対象になりません。

加入タイプB−1	保健指導業務 が原因で生じた事故
加入タイプB-2	保健指導業務 および <u>施設の欠陥や管理上の不備</u> が原因で生じた事故
加入タイプB-3	<u>分娩以外の助産師業務</u> が原因で生じた事故
加入タイプB-4	分娩以外の助産師業務 および <mark>施設の欠陥や管理上の不備</mark> が原因で生じた 事故

[※]保健指導とは訪問指導・集団指導・健診活動・健診指導を意味します。分娩を取り扱う業務・医療行為 を除きます。分娩を取り扱う業務に関しましては「助産師賠償責任保険(分娩あり)」での補償対象とな ります。

お支払いする主な例

加入タイプ B-1〜B-4共通	○訪問による保健指導のため自転車で移動中に通行人と接触してケガを負わせた。 ○保健指導中に妊産婦にケガを負わせた。(医療行為・分娩を取り扱う業務を除きます。) ○新生児を抱く際に落としてケガを負わせた。 ○保健指導中の会話が原因で「名誉き損」だと訴えられた。 ○母乳育児のために直接的なケアは含まない(B-1・B-2 の場合) 授乳指導をしていてケガを負わせた。
加入タイプ B-2・B-4共通	○助産所内の床が濡れていて、妊産婦が転んでケガを負わせた。 ○診察室を訪れた子供が座ったイスが破損してケガを負わせた。 ○助産所内で保健指導する際に提供した飲食物が原因で食中毒を起こした。
加入タイプ B-3・B-4共通	 ○産後ケアで訪問した先の幼児と遊んでいる際に、不注意によってケガを負わせた。 ○産後ケアで訪問した居宅のお皿を誤って割ってしまった。 ○助産師による産後ケアの一環として骨盤ケアを行った際に、誤ってケガを負わせた。 ○助産師による産後ケアの一環として乳房ケアをしているときにケガを負わせた。

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。



保険金をお支払いできない主な場合



- ①助産師による分娩を取り扱う業務・医療行為 (単なるアドバイスは除きます。) を行ったことに起因する賠償責任
- ②被保険者または保険契約者の故意
- ③戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然変象
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥記名被保険者の使用人が記名被保険者の業務従事中に使用人が被った身体障害
- ⑦排水または排気 (煙または蒸気を含みます。) による事故
- ⑧被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任
- ⑨施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ⑩航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ⑪屋根、樋(とい)、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑫仕事の終了後または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ③原子核反応または原子核の崩壊
- ⑭石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- 15汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- 16 専門職業危険
 - ・医療行為、あんま、マッサージ*、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など
 - ※助産師業務としての産前産後ケアは除きます。
- ⑪記名被保険者が所有、使用または管理する財物 (注) の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- 18サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項セットにより補償される各種費用等も含みます。)

など



保険金額および保険料

			to 3 /2 /	→ 0 1	tn 3 / 2 /	⊸°D 2	[
		1	加入タイ	78-1	加入タイ	78-2	
	保健指導業務に伴う事故	身体賠償	1名につき	1.5 億円		1.5 億円	
	※「保健指導」とは「訪問指導」・「集団指導」・「健診活動」・「健診指導」を言います。		1事故につき	4.5 億円	1事故につき	4.5 億円	
		財物賠償	1事故につき	1 億円	1事故につき	1 億円	
		身体賠償			1名につき	1.5 億円	
	助産所の所有、使用、管理上 の事故、給食等による事故	为件和误			1事故につき	4.5 億円	
	. , 5.(102(3):30:0) 5.	財物賠償			1 事故につき	1 億円	
補	分娩を取り扱う業務・保健指 導業務以外の助産師業務に	身体賠償					
償							
内	伴う事故	財物賠償					
容	(1)被害者対応費用担保特約		1事故につき	2 万円	1事故につき	2 万円	
			1年間につき	1,000 万円	1年間につき	1,000 万円	
	(2)事故対応特別費用担保特別	約	1年間につき	1,000 万円	1 年間につき	1,000 万円	
	(3)人格権侵害担保特約		1名につき	100 万円	1名につき	100 万円	
		1事故・1年間につき	1,000 万円	1事故・1年間につき	1,000 万円		
	(4)第三者医療費用担保特約				1名につき	50 万円	
					1年間につき	1,000 万円	
	保 険 料		3,810円		4,240 円		



年間保険料・中途加入保険料

中途加入は毎月の締切は20日とし、翌月1日から保険始期となります。

加入保険料一覧

保険始期	加入申込 締切日	加入タイプB-1 保険料	加入タイプB-2 保険料	加入タイプB-3 保険料	加入タイプB-4 保険料
4月1日	3月20日	3,810円	4,240 円	24,000円	30,000円
5月1日	4月20日	3,490円	3,890円	22,000円	27,500円
6月1日	5月20日	3,180円	3,530円	20,000円	25,000円
7月1日	6月20日	2,860円	3,180円	18,000円	22,500円
8月1日	7月20日	2,540円	2,830円	16,000円	20,000円
9月1日	8月20日	2,220円	2,470円	14,000円	17,500円



(保険期間1年、自己負担額なし、一括払)

		(体)	
 加入タイ	プB-3	加入タイ	プB-4
1名につき	1.5 億円	1名につき	1.5 億円
1事故につき	4.5 億円	1 事故につき	4.5 億円
1事故につき	1 億円	1 事故につき	1 億円
		1名につき	1.5 億円
		1事故につき	4.5 億円
		1 事故につき	1 億円
1名につき	1.5 億円	1名につき	1.5 億円
1事故につき	4.5 億円	1事故につき	4.5 億円
1 事故につき	1 億円	1 事故につき	1 億円
1 事故につき	2 万円	1 事故につき	2 万円
1年間につき	1,000 万円	1年間につき	1,000 万円
1年間につき	1,000 万円	1 年間につき	1,000 万円
1名につき	100 万円	1名につき	100 万円
 1事故・1年間につき	1,000 万円	1事故・1年間につき	1,000 万円
		1名につき	50 万円
		1年間につき	1,000 万円
	24,000円		30,000円

【特約の補償内容】

- (1)事故が生じたことにより、損害賠償 請求が発生するおそれを知った場 合、被害者への見舞金や見舞品の購 入費用を補償。
- (2)事故が発生して損害賠償請求が提起された場合、またはそのおそれがある場合に、文書作成や原因調査、現場の保存・記録などの対処のために支出した費用を補償。
- (3)名誉き損やプライバシー侵害などの 人格権侵害、または仕事の宣伝での 著作権や標語の侵害などの宣伝障 害について、法律上の賠償責任の負 担による損害を補償。
- (4)施設内、施設隣接道路での偶然な事故により、第三者の身体の障害が発生し、被保険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することによって被る損害を補償。



保険始期	加入申込 締切日	加入タイプB-1 保険料	加入タイプ B-2 保険料	加入タイプB-3 保険料	加入タイプB-4 保険料
10月1日	9月20日	1,910円	2,120円	12,000円	15,000円
11月1日	10月20日	1,590 円	1,770円	10,000円	12,500 円
12月1日	11月20日	1,270 円	1,410円	8,000円	10,000円
1月1日	12月20日	950円	1,060円	6,000円	7,500 円
2月1日	1月20日	640円	710円	4,000円	5,000円
3月1日	2 月20日	320円	350円	2,000円	2,500円

27 加入方法





今年度より

Web 加入

- 1)日本助産師会会員専用ページへアクセスいただき、ログインIDとパスワードを入力します。
- 2) 会員専用ページに掲載の保険資料を必ずご一読のうえ手続きをすすめてください。



◆更新の方は

現在加入中の保険が表示されます。

タイプ変更がない場合は、そのまま 更新 をクリックします。

タイプ変更して更新の場合は、該当のタイプ横の変更して更新をクリックします。

◆新規・中途加入の方は

保険種類を選択、加入に必要な情報を入力します。 入力後、内容に誤りがないか必ずご確認ください。

✓ 加入意志確認

重要事項(個人情報の取り扱い含む)を最後までお読みいただき、内容をよく ご確認の上、チェックを入れてください。同意いただけない場合は、加入でき ません。

(3)保険料の決済は、クレジットカード払いまたは請求書払いとなります。





◆クレジットカード払い

ご本人様名義カード以外のカードでも決済いただけます。



ATM ◆請求書払い

ご加入内容と保険料が表示された請求書が別画面で表示されますので、印刷・画面コピー等をして、表示されている期日までにお振込をお願いします。期日を過ぎてからのお振込は無効となります。

なお、印刷・画面コピーができなかった場合でも、請求書にアクセス可能なURLが、ご登録のメールアドレスへ送信されますので、ご安心ください。



団体保険となりますので個人への領収証は発行できません。お支払い済みのクレジットカード 払い画面または請求書払いの振込み画面・受領証が領収証となります。

加入者証は、補償開始日から会員専用ページで確認が可能となります。

加入者証の郵送は行っておりませんので、各自会員専用ページよりご確認ください。



万一事故にあわれたら



- ●事故にあわれたら、一報を「事案報告書(速報用)」にて取扱代理店にただちにご通知ください。「事案報告書(速報用)」は加入者証と共に会員専用ページへ表示されます。印刷・ご記入後にご通知ください。その後、保険会社から連絡のうえ、正式な書類等を送付します。なお、「事案報告書」はこのパンフレットの最終ページにもございます。
- ●被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず、損保ジャパンとご相談いただきながら 被保険者自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。(この保険では、保険会 社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。)あらかじ め損保ジャパンの承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全 部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【事故発生時の義務】

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。加入者または被保険者が正当な理由なく以下の対応をしなかった場合、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - ①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所 氏名・名称
 - ②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ③損害賠償の請求の内容
- 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または 一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の 緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに 通知してください。
- 6. この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 7. 上記の1~6のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。





重要事項説明書



【告知義務(ご契約締結時における注意事項)】

- 1. 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
 - ■加入の際、会員専用ページにて入力事項すべて
- 2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - (注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
 - ■加入の際、会員専用ページにて入力する以下の項目
 - ①記名被保険者(加入者会員個人。法人は入力不可)
 - ②補償希望の業務内容に適したタイプの選定
 - ③現住所と連絡先
 - ④ B-2 または B-4 を選定する場合は、助産所名と助産所住所

【通知義務(ご契約締結後における注意点)】

- 1. 保険契約締結後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。 ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
 - ■会員専用ページ手続き事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
 - (注)会員専用ページにて手続きされた事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- 2. 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
 - ■ご契約者の住所などを変更される場合
- 3. ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- 4. 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、 保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

【保険金請求】

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
(1)	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住
	書類	民票など
	事故日時・事故原因および事故状況等が確認でき	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請
2	る書類	負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原
		因調査報告書など
		①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の
		財物を損壊した賠償事故の場合
		修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品
		明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等
(3)	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度およ	営業状況を示す帳簿(写) など
9	び損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、
		他人の身体の障害に関する賠償事故の場合
		診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得
		を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、
		災害補償規定、保証金受領書など
(4)	 保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書
•		など
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
(6)	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認で	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、
0	きる書類	被害者からの領収書、承諾書など

- (注 1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出また は調査等にご協力いただくことがあります。
- (注 2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- web 手続きの入力内容が正しいか十分にご確認ください。
- ●クーリングオフ (ご契約のお申込みの撤回等) について 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。 なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日 を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。 なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
 - ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団 財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が会員専用ページより手続きください。
- ●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



重要事項説明書(続き)



【保険金の支払い】

- ・損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- 4 日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払 の期間を延長することがあります。
- ・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

【先取特権】

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- ・被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受 領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- ●加入者証は会員専用ページ手続き後、補償開始日に会員専用ページで確認が可能となります。加入者証の郵送は行っておりませんので、各自会員専用ページよりご確認ください。
- ●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
 - 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
 - なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的 に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象とな ります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ ください。
- ●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理 業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契 約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方に お渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン 公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、 公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合に は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

- ●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人 (加入者) および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

お問い合わせ先



●中途加入・中途脱退、その他加入内容変更についての連絡先 ※資料請求もこちらにお問い合わせください。

【取扱代理店】 株式会社ウーベル保険事務所

〒 104-0041 東京都中央区新富 2-4-5 ニュー新富ビル 8F

TEL **03-3553-8552** FAX **03-3553-8553** (受付時間:平日の午前9時15分から午後5時15分まで) 会員専用メールアドレス:jmw.support@u-beru.com

●会員手続きに関する連絡先

【団体保険契約者】公益社団法人 日本助産師会

〒 111-0054 東京都台東区鳥越 2-12-2

TEL 03-3866-3054

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社等の相談・苦情・連絡窓□

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒 160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL **03-3349-5137**

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

保険会社との間で問題を解決できない場合

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口 一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

承認番号: SJ23-10751 承認年月日: 2023/12/18

事案報告書(速報用)

『日本助産師会』会員専用保険

ウーベル保険事務所 御中 FAX: 03-3553-8553

メール報告先アドレス: jmw.support@u-beru.com

加	氏	名				
入	住	所	〒			
者	電話	番号	FAX 番号			
	〇助	全師賠	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)		
加	〇医	寮事故	7調査費用保険			
入制	〇勤	努助産	師賠償保険			
度	〇助	全師賠	E師賠償責任保険【分娩なし】(加入タイプ:			
	○団体傷害保険→(加入タイプ:)					
(証券番号:・加入者番号:・)						
発	発生日時					

[※]本用紙は速報用です。事案が発生しましたらまず、<u>ウーベル保険事務所</u>にこの事案報告書で一報を入れて下さい。引受保険会社(損害保険ジャパン株式会社)に報告し、保険会社の担当者からご連絡します。